

10年後の天草市を見据えた 持続可能な行財政運営の確立を目ざして

市では、市行政改革審議会（中川竹治会長ほか委員18人）からの答申を踏まえ、平成23年度から同26年度までの4年間を推進期間とする「第2次天草市行財政改革大綱」を策定しました。今号では、同大綱の基本的な考え方や取り組みの概要についてご紹介いたします。

これまでの取り組み

市では、平成18年度に『第1次天草市行政改革大綱』（推進期間：平成18年度から同22年度まで）を策定し、市民との協働による行財政運営の推進など3つの基本方針を柱として、31の実施（推進）項目における行政改革に取り組みました。

同期間中は、「市民と行政の協働指針」をはじめ「財政健全化計画」「定員適正化計画」など、行

を策定・推進するとともに、市民活動団体への支援や効率的・機能的な組織機構の見直しなどを実施。このように、新たな制度の創設や多くの計画を策定し実行してきたことは、新市としての一体性の醸成につながりました。

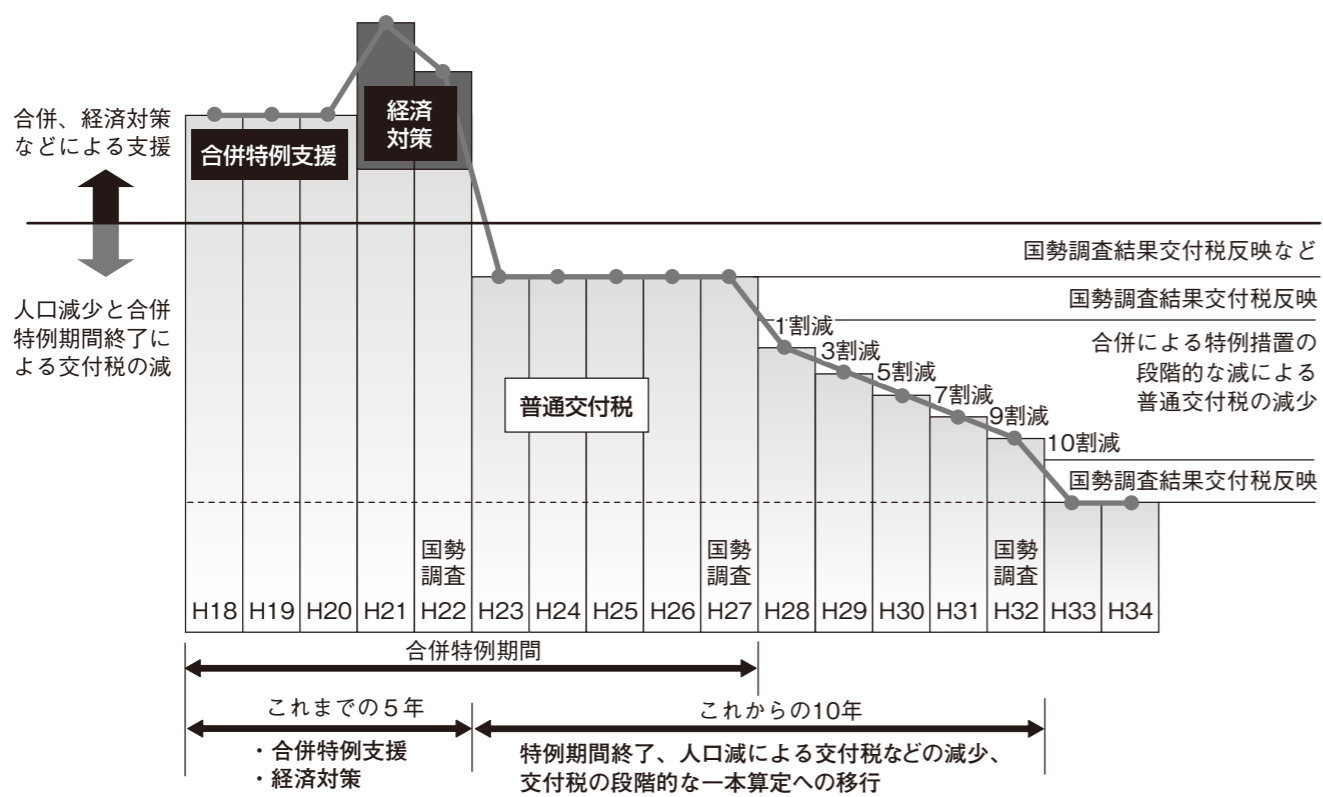
また、市有財産の利活用と売却、物件費の抑制など、目標に掲げた項目のうち、約半数については目標を達成し、「職員定員の適正化」と「公の施設の管理運営の見直し」などについては目標達成には至らなかったものの、確実にその成果は現れています。

なぜ行財政改革が必要なのか

● 財政の硬直化への懸念
第1次行政改革においては、国や県の合併特例支援や行政改革の取り組みにより、市債現在高は減少し財政調整基金の残高は増加するなど、財政の健全化に向けた効果が現れています。しかし、毎年の決算額は当初の財政健全化計画とは大きく違い、財政規模は拡大している状況です。

一方、本市におけるこれまでの

◆歳入面で見るとこれまでの5年とこれからの10年（イメージ） 別表1



5年とこれからの10年を歳入面で見ると（別表1参照）、平成22年10月1日に実施された国勢調査の結果（速報値）で人口が9万人を下回ったこと、また、将来的にも人口の減少が予想されることなどから、今後普通交付税が減少していきます。

さらに、普通交付税については、平成28年度から合併算定替による効果が段階的に減少し、同32年度で終了します（一本算定への移行）。これらの影響は、地方税や地方交付税の減少など直接的に市の財政に影響をおよぼすことになり、さらなる財政の硬直化が懸念されています。

● 今後さらなる行財政改革が必要
今後、小・中学校の耐震化や学校統合による学校建設など、多額の費用を要する事業への対応が必要となる中で、第1次天草市総合計画に掲げる施策を実現するためには、自主財源が極端に少ない本市においては、さらなる行財政改革による効果的かつ効率的な行財政運営が必要です。

【用語の解説】

- ※1・市民と行政の協働指針：市民との協働を進めるにあたっての基本理念を定めるとともに、協働を広めるための方策や、協働の実効性を高めるための取り組みなど、市の基本的な考え方をまとめたもの。
- ※2・財政健全化計画：経費の節減や合理化など、財政健全化に向けた取り組みをまとめたもの。歳入の確保と歳出規模の適正化を図

- り、市の財政を柔軟かつ強固な財政構造に転換するとともに、将来を見据えた中長期的な行財政運営を行うため作成するもの。
- ※3・定員適正化計画：市の職員数を適正に管理するために策定したもの。
- ※4・合併特例支援：合併後のまちづくりのために、国や県の補助金・交付金、普通・特別交付税措置、交付税措置の多い特別な地方債など、合併団体に対する特別な支援。
- ※5・財政調整基金：予期しない収入減少や不時の支出増加などに備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕のある年度に積み立てておくもの。
- ※6・合併算定替：合併後も、合併がなかったものと仮定し、合併前の旧市町ごとに算定した普通交付税の合算額を保障し、合併による普通交付税の不利益を被ることがないようにされた配慮。